

# 健康管理手帳について

## 労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度の概要

昭和 4 7 年の労働安全衛生法制定により制度発足。

業務に起因し、(数十年の潜伏期間を経て) 発症する疾病を早期に発見するため、一定の要件に該当する労働者に対し、離職の際又は離職後に、健康管理手帳を交付し、国の費用で健康診断を行っている。

### 交付対象業務

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 1 ベンジジン及びその塩          | 7 ビス(クロロメチル)エーテル |
| 2 ベータ-ナフチルアミン及びその塩    | 8 ベリリウム及びその化合物   |
| 3 粉じん作業               | 9 ベンゾトリクロリド      |
| 4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩 | 10 塩化ビニル         |
| 5 砒素                  | 11 石綿            |
| 6 コークス又は製鉄用発生炉ガス      | 12 ジアニシジン及びその塩   |

健康診断の回数・・・年 2 回（じん肺健康管理手帳については年 1 回）

### 交付要件

|                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| ベンジジン、ベータ-ナフチルアミン、ジアニシジン | 3 月以上の従事歴                        |
| ビス(クロロメチル)エーテル、ベンゾトリクロリド | 3 年以上の従事歴                        |
| クロム酸等、塩化ビニル              | 4 年以上の従事歴                        |
| 砒素、コークス等、                | 5 年以上の従事歴                        |
| 粉じん作業                    | 管理 2 又は管理 3 の決定                  |
| ベリリウム等                   | 医師の所見                            |
| 石綿                       | 医師の所見、若しくは 1 年以上又は<br>10 年以上の従事歴 |

### 交付状況（平成 22 年末）

粉じん作業・・・25, 252  
石綿・・・・・・23, 958  
コークス等・・・・5, 123  
塩化ビニル・・・・1, 908  
ベンジジン・・・・1, 397  
その他・・・・・・1, 959  
計・・・・・・59, 597